

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 23 年 1 月 1 日）及び資格取得日（23 年 2 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

昭和 10 年 9 月に株式会社Aに入社し、41 年 9 月に退社するまで継続して同社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。会社の人事記録から、申立期間も継続して勤務していたことが確認できるので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、株式会社Aにおいて昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23 年 1 月 1 日に同資格を喪失後、同年 2 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、株式会社Aが保管する人事記録から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる上、同社では、「人事記録では、申立人は申立期間においてB事業所長として勤務している記載があり、退職手当金支給に関する出議書には、欠勤期間が無いことを示す「控除期間なし」と記載されていることから、申立期間も給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aでは、当時の資料が無く不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所では、申立人に係る昭和23年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成10年10月1日から15年1月11日までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から15年1月11日まで

私は、有限会社Aの社長と給与支給額を35万円とする契約をして、平成5年7月から同社に勤務したが、標準報酬月額の記録が30万円以下となっている。会社からもらった、給与支給額が35万円以上であることが確認できる資料があるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成14年5月から同年12月までの期間は、申立人から提出された給与明細資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成10年10月から14年4月までの期間の標準報酬月額については、当該期間の給与明細資料が無いことから、当該期

間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できないものの、当時の事業主及び事務担当者は、「申立人に対する給与総額及び基本給与額は、入社から退社まで変わりなく支給していたと思う。標準報酬月額は基本給与額の 26 万円で当初設定し、その後も変えた記憶が無く、社会保険料は当初の標準報酬月額である 26 万円に見合う額で控除していたと思う。」と証言していることから、当該期間についても、前述の給与明細資料がある期間と同様の報酬月額及び厚生年金保険料控除額であったと判断でき、当該期間の標準報酬月額を 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細資料等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、長期間にわたりオンライン記録の標準報酬月額と一致していないことから、事業主は、給与明細資料等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成 5 年 7 月から 10 年 9 月までの期間については、申立人は、「給与支給額を 35 万円とする契約をして勤務し、毎月 30 万円前後の給与をもらっていた。」と主張しているものの、事業主は、「給与支給総額は 30 万円前後だったが、標準報酬月額は基本給与額（26 万円）により算定し、この標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していた。」と証言している上、オンライン記録の標準報酬月額は、事業主が源泉控除していたとする厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同額（26 万円）となっていることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 37 年 4 月 14 日にA株式会社の船員保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 23 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 14 日から同年 10 月 23 日まで

私は、昭和 31 年から平成 2 年まで毎年、A株式会社の船に乗り、申立期間は同社のB船でC部門担当として働いていたが、申立期間の船員保険の加入記録が無い。申立期間の船員手帳を所持しており勤務したのは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と氏名の読み方が同じで漢字が一字相違し、生年月日が相違する、B船に乗っていた基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和 37 年 4 月 14 日、資格喪失日が同年 10 月 23 日）が確認できる。

また、申立人が所持する船員手帳から、申立人は、昭和 37 年 4 月 18 日から同年 10 月 19 日までの期間について、A株式会社所有のB船に乗っていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間において一緒に勤務したと記憶する同僚 5 人のうち、連絡が取れた 3 人は、「申立人とはB船でC部門担当として一緒に働いた。申立人以外に申立人と同姓同名の者はいなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和 37 年 4 月 14 日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出、及び同年 10 月 23 日に資格を喪失した旨の届出を社会

保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述のA株式会社に係る船員保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 49 年 3 月まで

私は、申立期間当時、会社勤めをしており、父が私の国民年金の加入手続を行い、私の給与から保険料を納付してくれていたと思う。両親の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私だけ未納となっていることに納得がいかないなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと思う。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 8 月 16 日に払い出され、20 歳に到達した 43 年*月に遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち 47 年 6 月以前については、時効により保険料を納付することができなかった。

また、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月以降の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料として納付が可能であったが、申立期間当時において申立人と同一世帯であったその弟の国民年金手帳記号番号も、申立人と同日の 49 年 8 月 16 日に連番で払い出され、20 歳に到達した 47 年*月に遡及して資格を取得し、そのうち 47 年 7 月以降の保険料については過年度保険料として納付可能であったものの、保険料については、申立人と同様に 49 年 4 月から納付した記録となっていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、時効により納付できない期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出され

ていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A株式会社B事業所にC職として勤務していたが、昭和 25 年 5 月に人員整理により解雇され、半年ほど失業保険を受給し、26 年 4 月頃に同じC職として復職したと思うが、厚生年金保険の加入記録が同年 11 月 1 日からとなっている。再入社の際、同社の課長だった従兄弟（既に死亡）が手続をしてくれたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A株式会社B事業所には、昭和 26 年 4 月頃に復職したと思うが、厚生年金保険の再取得年月日が同年 11 月 1 日となっているので、調査してほしい。」と主張しているところ、申立人は復職した当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、資格を取得していることが確認できる 75 人に照会し、10 人から回答を得られたものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、上記の回答を得られたうちの一人は、「私は、C職としてA株式会社B事業所に勤務し、申立人と同様に昭和 25 年 5 月に同社を解雇され、26 年 3 月に再雇用された。申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立人がいつ再雇用されたかについては覚えていない。私が再雇用された時期と私の厚生年金保険の再取得の時期は合っている。同社では、厚生年金保険等の手続はきちんとしていた。」と述べている。

さらに、A株式会社B事業所は既に解散していることから、当時の資料が得られないため、申立人の再雇用の時期等について確認することができない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確

認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月から26年11月1日まで

私の父は、A都道府県から実家に戻ってきた昭和25年1月から、B株式会社C事業所にD職として勤務していたと思うが、年金記録では、26年11月1日からの加入となっている。24年に両親が結婚し、翌年に私が生まれたが、親戚の者は、「その頃はC事業所に勤めていた。」と言っていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の娘が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の娘は、「私の父は、A都道府県から実家に戻った昭和25年1月からB株式会社C事業所に勤務していたと思う。」と主張している。

しかしながら、B株式会社では、「当時の資料が無く、申立人が申立期間に在籍していたかどうかは確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間において、B株式会社C事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる79人に照会し、回答の得られた10人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間の勤務事実が確認できない。

さらに、申立人の娘は、「親戚の者から、父が申立期間にB株式会社C事業所に勤めていたと聞いたことがある。」と述べているところ、申立人の義弟及び妹に聴取したが、「申立人がいつから勤務していたかについては覚えていない。」と供述している。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人のB株式会社C事業所における

資格取得日は昭和 27 年 11 月 1 日となっており、申立期間の記録は確認できない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 6 月まで

私は、病気療養中に、A市町村にあったB事業所で働いていた知人に誘われて、昭和 49 年 1 月から同年 6 月まで同事業所に勤務し、現場で上記の知人と一緒に仕事をした。

給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のB事業所における複数の同僚及び業務内容等を具体的に記憶していることから、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚4人のうち3人については、申立人と同様に、B事業所での厚生年金保険の加入記録が無く、同事業所において厚生年金保険の加入記録がある複数の者は、「B事業所の従業員は10人から30人ぐらいだった。」と述べているところ、申立期間に同事業所で厚生年金保険に加入している者は3人から5人であることから、同事業所では、申立期間当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B事業所において厚生年金保険の加入記録がある複数の者は、「入社した時に厚生年金保険に加入できるように会社に依頼した。」、「入社後しばらくしてから厚生年金保険に加入できるように会社に依頼した。」と述べている。

さらに、申立人がB事業所に誘われたとして氏名を挙げた同僚（上記同僚4人のうちの一人）は、「申立人のことは記憶に無い。」と供述している上、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申

立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することができない。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。